

条例の主な内容

【第2条 議会の活動原則】

議会は、市民の代表として、公平・公正・透明性を確保し、市民の声を市政に反映させるとともに、市民に分かりやすく、開かれた議会づくりを行っていくことなどを定めています。

【第3条 議員の活動原則】

議員は、議員間の自由闊達な討議を重んじるとともに、市民の多様な意見の把握、自らの資質の向上に努め、市民全体の福祉向上のために活動することなどを定めています。

【第7条 市民と議会との関係】

市議会だよりや市議会ウェブサイトなど多様な情報伝達手段を活用し、市民に積極的な情報の提供を行うこと。

広く市民の声を把握するとともに、それらを市政に反映させるため、各種団体や市民との意見交換の場の確保に努めること。

議員個々の考え及び活動を市民に分かりやすく情報提供するため、議案等の採決における賛否を公表することなどを定めています。

【第10条 議員間の討議による合意形成】

議会は「言論の場」であることを認識し、議会運営にあたっては議員間の自由闊達な討議を行うこと。

議案等の審議及び審査にあたって結論を出す場合においては、合意形成に向けての議員間の議論を十分に尽くすよう努めることを定めています。

【第11条 政策立案・政策提言】

市民の多様な意見等を市政へ反映させるため、議会自ら積極的な政策の立案や提言に努めることを定めています。

【第15条 政務活動費】

政務活動費については、規定を遵守し、公正性・透明性に留意し、適切に支出しなければならないこと。

政務活動費の用途や収支状況については、市議会だよりや市議会ウェブサイトにより市民に公表することを定めています。

【第16条 議員の政治倫理】

議員は市民の代表としての責務を正しく認識し、高い倫理観を持って議員としての品位を保持しながら、資質の向上と知識の習得に努めることを定めています。

【第20条 最高規範性】

議会基本条例は、議会活動及び議員活動の指針を定めたものであり、議会における最高規範としての位置付けにあることを定めています。



市民に開かれた議会へ

「二本松市議会基本条例を制定しました」

—平成30年4月1日施行—

3月定例会初日となる2月27日に、「二本松市議会基本条例制定について」が議会運営委員会の委員会提出議案として提出され、全会一致で可決されました。条例の制定にあたっては、議会運営委員会及び議会全体において具体的な協議を重ねるとともに、パブリック・コメントによる市民のご意見等を踏まえ検討を行い、内容をまとめてきました。今後は、この条例に基づき、より公平・公正・透明な議会運営と市民に開かれた議会づくりを更に推進していきます。

条例の詳細な内容は、市議会ウェブサイトをご覧ください。

議員定数を4人減の22人に

直接請求による改正原案「議員定数20人」を修正し、賛成多数で可決

議案審議までの経過

2月9日
請求代表者が二本松市選挙管理委員会へ署名簿を提出

2月22日
二本松市選挙管理委員会は署名簿の審査結果を告示

【審査結果の告示】
署名し、印を押した者の総数 6,432人
有効署名の総数 5,075人

3月2日
二本松市選挙管理委員会は縦覧を終え、有効署名の総数を告示し、署名簿を条例改正請求代表者へ返付

【署名簿の有効署名総数の告示】
有効署名数 5,075人

3月2日
条例改正請求者が市長へ署名簿を添えて、議員定数を26人から6人削減して20人とする条例改正の請求書を提出

3月6日
市長は請求を受けて、開会中の市議会3月定例会へ市議会議員定数条例の一部改正についての議案を意見を付して提出

3月9日
定例会本会議で議案を審査（請求代表者の意見陳述、議案に対する質疑）

3月20日
定例会本会議で、改正原案である議員定数20人を22人とする修正案と24人とする修正案が提出され、22人とする修正案を賛成多数で可決

3月定例会最終日の20日、市民からの直接請求に伴い提出された市議会議員の定数を現在の「26人」から「20人」に改める内容の条例改正案について、採決が行われました。

採決にあたっては、条例改正案の議員定数「20人」を「22人」とする修正案が4人の議員から、また「24人」とする修正案が3人の議員からそれぞれ提出されました。採決の結果、「22人」とする修正案が賛成多数により可決されました。

平成17年に新市が誕生してから、直接請求による議案が提出され審議された初めてのケースとなりました。

今回の改正により、今年6月に予定されている二本松市議会議員一般選挙から、議員定数が22人となります。

（選挙は5月27日告示、6月3日投開票の予定です。）

議案に付された 市長の意見書(抜粋)

このたびの請求は、地方自治法上必要とされる有権者数の50分の1である944人を大きく上回る5,075人、有権者総数の約10.8%にあたる方々の連署をもって請求がなされたものであり、この請求のもつ意義の重さを真摯に受け止めています。

議員定数については、市議会のあり方そのものに係る根幹的な事項であり、市議会においてもこれまで様々な議論を重ねていただいていることは承知しています。このたびの直接請求については、これまでの取組みを踏まえて慎重にご審議いただき、市議会の責任のもとで適切にご判断されることを望むものです。

請求代表者の意見陳述内容(3月9日)

今回の直接請求案件に関しては、我々二本松市の青年経済人そして更には二本松市民の声があがり、その気運が高まったためこの運動を起こしたものです。

二本松市の議員定数は、同程度の自治体と比べ全国平均より多く、20名が適正ではないかということで署名運動を行わせていただきました。これが多くの市民の声であります。ぜひ、議会の皆様には真摯に受け止め、市民の声に耳を傾けた慎重審議をお願いしたいと思っております。

市議会ウェブサイト

市議会の活動を分かりやすくお伝えするためにウェブサイトを開いています。ぜひご覧ください。

<http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/site/gikai/>

ウェブサイトでは次の情報がご覧いただけます。

- 市議会のしくみ
- 議員名簿
- 議会中継
- 会議日程表
- 会議結果一覧
- 市議会だより
- 会議録検索システム
- 議長交際費
- 政務活動費



*市議会ウェブサイトは二本松市ウェブサイト内にあります。

討論

議案第57号 二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてに対する修正案【改正原案「20人」を「24人」に改める修正案】

賛成

菅野 明 議員

議員定数26人を一気に6人減ずるというやり方は、市民の多様な民意に背くものと考え、あまりに乱暴である。これまで4人減の22人の改正案が2回、「市民の声が届かなくなる」等により否決されてきた。議会としては、次期市議選で構成される議会で検討するとしていた。

全ての市民を代表するにふさわしい一定の議員数が必要で、減らしたから精鋭になるとは限らない。22人の修正案ではなく、現行定数に近い24人の修正案に賛成する。